

千葉県報

定例
令和7年12月23日

主要目次

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (二件) 一
- 公安 告 告 二
- 土地改良区役員の退任及び就任 (二件) 三
- 土地改良区役員の就任 四
- 土地改良区役員の退任及び就任 四
- 指定漁船を普通損害保険に付すべく申し込みの同意を求めるための届出及び調書の縦覧 四
- 郡市計画地区計画の関係図書の縦覧 五
- 郡市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 (二件) 五
- 特定調護公告 五
- 入札公告 (三件) 五

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第41号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和7年12月23日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務 (以下「1号警備業務」という。) に係る講習
- 講習の期日及び時間
令和8年3月3日 (火曜日) から12日 (木曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第1号) 第1条に規定する県の休日を除く。) の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 受講対象者
(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

(3) 規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る旧規則第8条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者

(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講定員
50人

6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等
(1) 受講申込手続

ア 申込方法
受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等
令和8年1月19日 (月曜日) から23日 (金曜日) までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等
ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に

<p>係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和8年2月2日（月曜日）から6日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第42号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和7年12月23日</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習</p>	<p>2 講習の期日及び時間 令和8年3月9日（月曜日）から12日（木曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの （1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 10人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う</p>
--	--

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、市原市
養老土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

申込みは、受け付けない。

イ 受講申込書受付期間等
令和8年1月19日(月曜日)から23日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知
受講申込書の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込書を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続
受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込書を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等
令和8年2月2日(月曜日)から6日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者
1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者
合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者
合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者
合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者
合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料
23,000円

イ 納入方法
現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

一 退任理事	市原市松崎二九番地一〇	鈴木 敏雄
山田六九番地	仲村 和雄	
磯ヶ谷一、〇四三番地	野崎 俊和	
二日市場五二二番地	小泉 喜義	
磯ヶ谷一、五一九番地	米元 幹夫	
一、五二一番地	喜多見 誠	
九八三番地	野崎 正義	
一、二五六番地	兼卷 良勝	
松崎一七番地	森 重一	
六二三番地	東 壹貳参	
四七一番地の二	山越 一雄	
四九四番地	山越 正	
二 退任監事	篠原 剛	
市原市磯ヶ谷八六六番地	馬立 高	
八六五番地	伊藤 浩士	
山田五六九番地	伊藤 浩士	
三 就任理事	鈴木 敏雄	
市原市松崎二九番地一〇	鈴木 敏雄	
磯ヶ谷一、二三五番地	藤井 一夫	
一、〇三二番地二	高山 猛	
二日市場五二二番地	小泉 喜義	
磯ヶ谷一、五二一番地	喜多見 誠	
九七六番地一	柴崎 等	
八八六番地の一	飯田 聡	
一、二〇六番地	関 英利	
松崎一七番地	森 重一	
六二七番地	鈴木 盛	

四 〃 〃 五三二番地
 〃 山田一五八番地
 就任監事
 市原市磯ヶ八六五番地
 〃 松崎四九四番地
 〃 山田五六九番地

山越 信行
 伊藤 博康
 馬立 高明
 山越 正
 伊藤 浩士

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市
 戸田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事
 市原市中高根九五〇番地
 〃 上高根一、〇七五番地二
 〃 中高根二五五番地
 〃 馬立八四四番地
 〃 上高根六九七番地九
 〃 中高根一、二〇九番地
 〃 上高根六〇〇番地
 〃 中高根六九番地
 〃 上高根一、二八〇番地

征矢 善充
 永野 喜光
 近藤 良雄
 加茂 陽己
 鈴木 清治
 渡邊 悦啓
 内山 浩史
 影山 昭彦
 永野 恵司

二 退任監事
 市原市南岩崎三九九番地
 〃 中高根六五番地

赤石 伸二
 影山 はるみ

三 就任理事
 市原市中高根九五〇番地
 〃 上高根一、二八〇番地
 〃 中高根二五五番地
 〃 一、二〇九番地
 〃 上高根六〇〇番地
 〃 中高根六九番地
 〃 馬立一、三六九番地
 〃 上高根七八〇番地の二
 〃 南岩崎一〇二番地
 〃 馬立二、〇五九番地の六

征矢 善充
 永野 恵司
 近藤 良雄
 渡邊 悦啓
 内山 浩史
 影山 昭彦
 八十嶋 利光
 永野 静夫
 武田 正巳
 小澤 國夫

四 就任監事
 市原市馬立八二五番地五
 〃 中高根六五番地

田中 武典
 影山 はるみ

土地改良区役員の就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、成田用
 水土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。
 令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任理事
 山武郡芝山町大台二、五三七番地一

麻生 孝之

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、いすみ
 市布施土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事
 いすみ市下布施三、一七一番地
 二 就任理事
 いすみ市下布施二、四五八番地

渡辺 誠
 君塚 基

指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調
 書の縦覧

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、
 次のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定に
 よる指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があつ
 た。
 なお、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
 令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
 夷隅郡御宿町浜三三一番地 式田 善一
 夷隅郡御宿町岩和田九四九番地一 青柳 邦廣
 夷隅郡御宿町浜三二五番地一 式田 重徳

<p>2 加入区 御宿町加入区</p> <p>3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 御宿岩和田漁業協同組合</p> <p>二 指定漁船調書の縦覧</p> <p>1 縦覧期間 令和七年十二月二十三日から令和八年一月六日まで</p> <p>2 縦覧場所 御宿岩和田漁業協同組合</p>	<p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年12月23日 千葉県中央児童相談所長 青木 聡 美</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 (仮称) 千葉県印旛児童相談所総合管理業務委託 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 印西市牧の原6丁目2番3号(仮称) 千葉県印旛児童相談所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第8号に掲げる事業について、同項の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 清掃業務については、令和4年4月1日以降において、12箇月以上継続して、本件入札の対象庁舎の延床面積の2分の1以上の面積の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) 機械設備等保守管理業務については、令和4年4月1日以降において、12箇月以上継続して、本件入札の対象庁舎の延床面積の2分の1以上の面積の機械設備等保守管理業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(9) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に規定する都道府県公安委員会の認</p>
<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧</p> <p>令和七年十二月二十三日野田市の決定に係る野田都市計画地区計画船形上原四地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。</p> <p>令和七年十二月二十三日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	
<p>都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧</p> <p>令和七年十二月二十三日野田市の変更に係る野田都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。</p> <p>令和七年十二月二十三日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	
<p>都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧</p> <p>令和七年十二月二十三日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。</p> <p>令和七年十二月二十三日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	
<p>特 定 調 達 公 告</p> <p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものがある。</p>	

<p>定を受けている者であること。</p> <p>(10) 警備業務については、令和4年4月1日以降において、12箇月以上継続して、事務所等建物の常駐警備業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(11) 警備業務について、開札日から起算して、過去3年以内に警備業法違反による認定取消し及び営業停止命令を受けていないこと。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目5番2号 千葉県中央児童相談所庶務課 電話043(253)4101</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月23日から令和8年1月26日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和8年2月3日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和8年2月3日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和8年2月4日午前10時 千葉県中央児童相談所3階会議室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類</p>	<p>を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県中央児童相談所長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月26日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月26日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県中央児童相談所長</p>
--	--

が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。
 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
 (9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。
 (10) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: (provisional name) Chiba Prefecture Inba Child Consultation Center General Management Service Outsourcing (all items)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 3 February, 2026
- (3) Contact point for the notice: Chiba Prefecture Central Child Consultation Center, 6-5-2 Tendai, Inage-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 263-0016 Japan TEL 043-253-4101

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年12月23日

千葉県教育委員会教育長 杉野可愛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 (仮称) 千葉県立君津地区特別支援学校整備建築工事
 - (2) 工事場所 君津市上
 - (3) 工期 令和10年2月29日まで
 - (4) 工事の概要

ア 目的 新規特別支援学校設置のため、新校舎棟の増築及び既存校舎の大規模改修に係る建築工事を行う。

イ 構造等

(ア) 増築

a 校舎

鉄骨造 4階建て 延べ面積 3, 263㎡

b 作業棟

木造 平屋建て 延べ面積 369㎡

c 通路シェルター

鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建て 延べ面積 227㎡

d バスキャンピー

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て 延べ面積 480㎡

e 電気室棟

鉄骨造 平屋建て 延べ面積 100㎡

f 土づくりスペース

鉄骨造 平屋建て 延べ面積 40㎡

(イ) 改修

a 校舎

鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積 5, 966㎡

b 屋内運動場

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て 延べ面積 1, 435㎡

ウ 概要図 別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおり

(5) 主要資材 鉄骨 381t、アルミニウム製建具 389箇所

(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。

(7) 入札方式 この工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式(事後審査II型)により入札を執行する工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

(8) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、フレックス工期契約制度を適用する工事である(工事着手期限令和8年7月21日)。

ウ この工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工事業実施要領(令和3年1月6日制定)に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事業(発注者指定方式)である。

2 入札に参加する者に必要な資格

この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。

イ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。

ウ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。

エ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。

オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。

カ 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

キ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。

イ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。

ウ 代表者は、過去15年間（平成22年4月1日から令和7年12月23日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が1,600㎡以上の建築物の新築又は増築に係る建築一式工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。

エ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が99.7点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあつては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された建築一式工事に係る客観点数が99.7点以上であること。

オ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できるものであること。また、代表者は、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者をこの工事に配置できるものであること。

カ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ア) この工事に係る設計業務等の受託者
商号 有限会社荒井設計事務所
所在地 君津市久保四丁目4番20号

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

ケ この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方式は、標準型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 技術提案（社会的要請） 特別な安全対策に関する具体的な提案について	各10点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点
(2) 技術提案（個別）	10点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各5点

テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む。）又は地業に関する具体的な提案について （3） 工事全般の施工計画 環境対策に関する具体的な提案について （配点は1項目につき12点を与える。）	36点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	総合的な観点から	総合して	各0点
				優れる。総合して可。	
不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。	各2点	無効			

イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン（令和7年4月）に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保

「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。

受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札及び開札の日時、場所等

入札参加者は、入札書を所定の期日内に提出すること。

(1) 入札書受付期間

令和8年2月9日（月曜日）午前9時から10日（火曜日）午後5時までに電子入札システムにより提出すること。郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

(2) 郵送による場合の入札書の提出場所

〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県教育庁企画管理部教育施設課 電話043(223)4018

(3) 開札日時（1回目）

令和8年2月13日（金曜日）午後2時に電子入札システムにより行う。

(4) 落札者決定通知日（予定）

令和8年3月25日（水曜日）

ただし、入札参加資格の事後審査の手続により延期する場合がある。

5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項

この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならぬ。

(1) 提出期間等

ア 期間 令和8年1月29日（木曜日）から2月2日（月曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室 電話043(223)4309

エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。

オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。

(2) 資格者名簿への登録通知

令和8年2月6日（金曜日）に郵便をもって通知する。

6 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。

(1) 電子入札システムを利用する者は、令和8年2月3日（火曜日）午前9時から5日（木曜日）午後5時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 提出期間 令和8年2月3日（火曜日）から5日（木曜日）まで（同日午後5時までに必需のこと。）

イ 提出場所 4(2)に示す場所

ウ 提出部数 2部

(3) 資格確認資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

(4) 競争参加資格確認通知書の発行

令和8年2月6日（金曜日）に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。

なお、この手続については、事後審査II型において、入札に参加するための処理と

<p>7 技術資料の提出</p> <p>この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和8年2月9日(月曜日)午前9時から10日(火曜日)午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和8年2月9日(月曜日)から10日(火曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。)</p> <p>イ 提出場所 4(2)に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部(電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。)</p> <p>(3) 技術資料の様式</p> <p>千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>8 契約条項等を示す場所</p> <p>この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)の縦覧及び交付を次のとおり行う。</p> <p>(1) 縦覧期間 令和7年12月23日(火曜日)から令和8年2月6日(金曜日)まで(県の休日を除く。)</p> <p>(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 縦覧場所 4(2)に示す場所</p> <p>(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。</p> <p>(5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。</p> <p>ア 申込先及び交付場所 (3)に示す場所</p> <p>イ 申込方法 希望者は、令和7年12月23日(火曜日)から令和8年2月6日(金曜日)まで(県の休日を除く。)に、電話により申し込むこと。</p> <p>ウ 交付期間 令和7年12月23日(火曜日)から令和8年2月6日(金曜日)まで(県の休日を除く。)</p> <p>エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問は、次によること。なお、質問に対する回答は、令和8年1月30日(金曜日)午後5時までにちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載して行う。</p>	<p>ア 質問方法 入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、電子メールにより提出することとする。</p> <p>イ 提出期限 令和8年1月26日(月曜日)午後5時まで</p> <p>ウ 提出先 kyshise8@nmz.pref.chiba.lg.jp</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>10 入札書の金額</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>11 工事費内訳書の提出</p> <p>(1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム(フレイム容量は、3.0MB以内)に収めること。)又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に於じた工事費内訳書を添付すること。</p> <p>なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。</p> <p>ア 入札参加者名、工事名及び工事場所</p> <p>イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額</p> <p>ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="328 1468 550 2516"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>記載を要する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築・設備関連工事</td> <td>種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領(平成27年3月11日制定)第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。</p> <p>12 調査基準価格</p>	工事種別	記載を要する項目	建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで	その他の工事	内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)まで
工事種別	記載を要する項目						
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで						
その他の工事	内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)まで						

<p>この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。</p> <p>13 落札者の決定方法</p> <p>次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し、資格のあることが確認できた者を落札者とする。なお、審査の結果、資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。</p> <p>(1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。</p> <p>(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。</p> <p>14 低入札価格調査</p> <p>(1) いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「第1順位者」という。）であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該調査を実施する場合があり、当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該書類を提出しなければならない。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。</p> <p>15 入札の無効</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。</p> <p>16 技術者の配置</p>	<p>(1) 技術者の資格確認</p> <p>落札者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をこの工事に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札申込日以前において、3箇月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。</p> <p>なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。</p> <p>(2) 技術者を配置できなかった場合</p> <p>入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札の日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面により申し出ること。この場合において、申出をした入札参加者の入札は無効となる。</p> <p>なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。</p> <p>(3) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない。</p> <p>17 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知</p> <p>落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p> <p>なお、通知書の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>18 苦情等の申立て</p> <p>(1) この工事の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県教育庁企画管理部教育施設課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県教育庁企画管理部教育施設課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p> <p>(2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調査を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県教育庁企画管理部教育施設課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県教育庁企画管理部教育施設課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p>
---	--

<p>(3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。</p> <p>(2) 現場説明会は、実施しない。</p> <p>(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>(4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p> <p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を備えた技術者を1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 6.5点未満の工事成績評定を受けた者</p> <p>イ 工事成績検査等において、補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合していないとして、工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に仮契約を締結</p>	<p>しなればならず、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。</p> <p>ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。</p> <p>(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(14) 2 (2) アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるとは、落札決定において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。</p> <p>(15) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>20 問合せ先 千葉県教育庁企画管理部教育施設課 住所 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(223)4018</p> <p>21 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kaai Sugino, Superintendent, Chiba Prefectural Board of Education</p> <p>(2) Subject matter of the contract: Construction of Chiba Prefectural Kimitsuu Chiku Tokubetsushien Gakkou(School for Special Needs education) (Tentative name)</p> <p>(3) Time-limit for submitting the joint venture bid qualification examination application and agreement: 5:00 P.M., 2 February, 2026</p> <p>(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M., 5 February, 2026</p> <p>(5) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 10 February, 2026</p> <p>(6) Time-limit for the submission of tender by electronic bidding system: 5:00 P.M., 10 February, 2026 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M., 10 February, 2026)</p> <p>(7) Contact point for tender documentation: Educational Facilities Division, Planning and Administration Department, Chiba Prefectural Board of Education, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8662 Japan TEL 043-223-4018</p> <p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年12月23日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>
--	--

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 更新時講習等に使用する教本 728,000冊</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和8年3月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 入札書には、更新時講習等に使用する教本1冊当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 千葉県警察本部において承認された教本を納入できる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月23日から令和8年1月22日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和8年2月4日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和8年2月4日午後5時</p>	<p>(5) 開札の日時及び場所 令和8年2月5日午後3時 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>
---	---

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Textbooks for Driver's License Renewal Lectures, etc., 728,000 Copies
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 4 February, 2026
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

購読料 本号 一部

四二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八